

入札参加者各位

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室

現場代理人及び主任技術者等の届に添付する書類及び外注計画書の提出について

建築都市部が発注する工事の施工にあたっては、より一層の工事の品質確保と施工体制の適正化を図るため、現場代理人及び主任技術者等の届に添付する書類等を定めましたので、契約後は速やかに下記のとおり提出していただきますようお願いします。

記

1 現場代理人及び主任技術者等の届に添付する書類

① 現場配置技術者の資格等を確認するための書類

○主任技術者・・・1級又は2級国家資格等合格証明書等の写し、国家資格を有しない者にあつては規定年数以上の実務経歴書

(参考：建築士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士等)

○監理技術者・・・監理技術者資格者証の写し

② 現場配置技術者等の雇用関係を確認するための書類（下記のうちいずれかの書類）

| 書類内容 | 根拠 | 所有者 | 作成者 | 備考 |
|------------------------|-------|-------|--------|---|
| 健康保険被保険者証の写し | 健康保険法 | 技術者本人 | 健康保険組合 | 建築業者が法人の場合、事務所に5人以上の従業員を使用する個人事業者の場合、又は事業所に4人以下の従業員を使用し健康保険被保険者証を交付している団体に加入している事業者の場合。 |
| 住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写し | 地方税法 | 建設業者 | 市区町村 | 建設業者が、事業所に4人以下の従業員を使用する個人事業者の場合で、健康保険被保険者証を発行していない場合。 |

(注) 請負者(社長)自らが現場の主任技術者又は監理技術者となる場合は、本人確認ができるものの写しを提出すること。例：運転免許証、国民健康保険証など

2 工事外注計画書

- ① 工事外注計画書を当初契約締結後30日以内に提出すること。
- ② 外注計画が無い場合であっても、その旨を記載し提出すること。
- ③ 工事外注計画書の提出後、当該計画書の記載内容に変更があればその都度提出すること。
- ④ 工事外注計画書の様式は、落札後、請負業者に対して配付するものとする。